

# 議会基本条例

## 制定の取り組み

—3月定例会での制定にむけて—

高山市議会は、『ぎ  
かいだより』創刊号で

報告しました「高山市  
議会基本条例」の制定

に向けて、取り組みを  
進めており、3月定例  
会での制定をめざして  
います。

この条例（案）では、  
目的を「よりよい政策  
を実現するため、必要  
な議会運営の基本事項  
を定め、市政の発展に  
寄与する」こととして  
おり、3つの基本理念  
を中心に、前文ほか9  
章の構成を想定してい  
ます。（概略は下表を  
参照）

高山市議会は、今年  
度から「市民意見交換  
会」「政策討論会」な  
ど新たな取り組みを進  
めています。それらの  
取り組みを体系化、明  
文化するのが議会基本

### 高山市議会基本条例(案)の要旨

前文	制定の経緯や主旨をうたっています。
第1章 総則	基本条例の目的を「議論する議会づくりを通じたよりよい政策の実現」とし、3つの基本理念を規定します。
第2章 議会の活動原則 議員の責務と活動原則	3つの基本理念に基づいて、議会の活動原則、議員の責務と活動原則を規定します。
第3章 市民と議会の関係	議会が積極的に情報発信し、市民との情報共有を図り、市民参加の機会を保障することを規定します。また、市民との意見交換の場を設けること、広報広聴を行う組織を設置することも規定します。
第4章 議会と市長等 執行機関との関係	議会は行政と緊張関係を保持した中で、議論を進めるため、本会議における質疑・質問の一問一答方式、行政への反問権の付与、論点情報の形成、議決事件の追加について規定します。
第5章 議員間の討議による 合意形成	議会は議論の場であり、合議制の機関であることから、議論を尽くして合意形成に努めること、政策提案・提言を行うための政策討論の場について規定します。
第6章 政策形成	議会の監視機能、政策立案機能の向上をめざし、「委員会活動を中心とした政策形成サイクル」の取り組みについて、また、委員会の具体的な活動内容も規定します。
第7章 議会及び議会事務局の 体制整備等	議会活動を充実するための政務調査費の公開、議員研修の充実、議会事務局の体制、議会図書室の充実、議会機能に関する予算の確保について規定します。
第8章 議員の政治倫理 身分及び待遇	議員は厳しい倫理意識に徹して活動することを規定します。議員定数・議員報酬は市民や有識者の意見を聴取することを規定します。
第9章 議会活動の評価体制と 見直し手続き	議会改革の継続的な取り組みをすすめるために、議会活動の定期的な評価と見直し手続きについて規定します。

条例です。

この条例は「育てる

歩む議会」として、この

市民の皆様とともに

進む議会として、この

※全文は議会ホームペ

ージに掲載。

条例」という認識であり、制定後も継続的な取り組みを進めるため、定期的に評価し、改善することも規定しています。

条例の制定についても、これまでいただいた皆様のご意見を参考にさせていただきます。

### 議員発議

## 年額28万円の議員報酬を減額

12月定例会において、議員発議により議員報酬の減額を議決しています。

まず初日に、人事院勧告による引き下げ率に従い月額1,000円の減額を決定しました。その後、議員間での議論を重ね、最終日にはさらに月額10,000円の減額を決定しました。

長引く景気低迷による苦しい市民生活を考慮し、議会・議員として「市民とともにある」との姿勢を示すべく行ったものです。

なお今議会では、期末手当の支給率の引き下げも議決しているため、年額では議員一人当たり285,960円、率にして約4%の減額となりました。

### 市民意見交換会

—2回目を終えて—

平成22年11月8日から19日まで、市内各地域の19会場、春に引き続き2回目の「市民意見交換会」を開きました。参加者の総数は661人で前回をやや下回りましたが、各会場では活発な意見が多数出されました。

今回は、創刊した『ぎかいだより』などをもとに多岐にわたる議会活動を報告しました。市民の皆様からは、総合交流センターや損害賠償

請求事件についてのご意見のほか、議会への指摘や行政への要望などをいただいています。

225項目にのぼるご意見については、各常任委員会及び特別委員会において課題を抽出し、調査研究を行って市への提案・提言に反映してまいります。



山王地区の市民意見交換会